

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

高知市「海と森が映える水とみどりのまちづくり」水環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

高知市

3 地域再生計画の区域

高知市の全域（平成20年1月1日、市町合併による旧春野町区域を含む。）

4 地域再生計画の目標

高知市は、高知県のほぼ中央に位置し、県域をリードする人口約34万人の中核都市であり、「環境と共生する安全で快適な都市」の実現を目指し、循環型社会の形成に向けた取組みを進めている。

こうした中、本市における河川や海域等の公共用水域は、本市のシンボルである鏡川をはじめとする主要7河川が内湾である浦戸湾に流入し、さらに土佐湾、黒潮巡る太平洋へと臨み、豊かな水環境を形成している。

これら公共用水域の水質については、公害問題が深刻であった昭和40年代以降、規制対象となる工場等の事業系排水対策により、これを克服してきたところである。一方、市街地の周辺部への拡大や、生活様式の都市化等により、生活排水による水質汚濁が進行し、平成4年12月、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく生活排水対策重点地域（下水道処理区域を除く市全域）の指定を受け、生活排水対策の推進に取り組んでいる。

また、本市における公共用水域の水質環境基準については、河川13地点、海域5地点において生活環境項目に係る次の類型を指定し、水質測定を行っている。

・河川BOD	AA類型（1mg/l）	2地点
	A類型（2mg/l）	3地点
	B類型（3mg/l）	6地点
	C類型（5mg/l）	2地点
・海域COD	A類型（2mg/l）	2地点
	B類型（3mg/l）	3地点

これらの水質（有機汚濁等）の状況は、公共下水道の整備や浄化槽の整備等により、近年、全般的には改善傾向にある測定結果が得られているものの、未処理のまま排出される生活雑排水等により、市内の中小河川や水路等においては水質汚濁の著しい地域があり、最下流の閉鎖性水域である浦戸湾についても水質改善が進んでいない状況にある。

本市では、生活排水等を処理し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を行うとともに個人設置型浄化槽への補助を行ってきている。平成16年度末の汚水処理人口普及率は68.21%(うち、公共下水道46.58%、合併処理浄化槽等21.63%)である。また、公共用水域の水質汚濁の原因の約7割が生活排水に起因していることなどから、これらの発生源対策として公共下水道及び浄化槽を効率的・効果的に整備していく必要がある。

また、平成20年1月1日、春野町との合併により、旧春野町地域で実施されてきた浄化槽設置整備事業(個人設置への補助)を実施していくとともに、当該地域については農業集落排水事業実施区域、コミュニティ・プラント処理区域、団地排水処理区域(集合処理による合併処理浄化槽)があり、浄化槽設置整備事業区域との整合性を図っていくものである。

以上の内容を踏まえ、公共下水道と浄化槽の汚水処理施設の整備を一体的に進め、河川や海域等の水質改善を図り「海と森が映える水とみどりのまちづくり」を推進する。

(目標1) 公共下水道及び浄化槽による汚水処理施設の整備の促進

・汚水処理人口普及率を68.21%から75.60%に向上

(目標2) 公共用水域の水質の改善

・浦戸湾の水質環境基準の達成等(内湾B類型、外湾A類型)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道と浄化槽の一体的な整備によって、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、併せて生活排水対策等の水質保全施策を総合的に推進し、水環境の再生を目指す。

なお、公共下水道については、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画の変更認可について、平成16年3月19日付け認可済みである。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

・いずれも高知市

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道

「浦戸湾東部処理区(下知潮江処理分区)」のうち海老丸分区の全部

・浄化槽

公共下水道事業計画（認可区域）以外の地域

農業集落排水事業実施地区及び農業集落排水事業の実施が確実と見込まれる
地区以外の区域

コミュニティ・プラント処理区域及び団地排水処理区域以外の区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度

[整備量]

- ・公共下水道 ϕ 150～200 L = 2,200m
(うち単独事業 ϕ 150～200 L = 1,950m)
- ・浄化槽（個人設置型）
5人槽 1,311基
7人槽 474基
10人槽 75基

年度別内訳	H17	H18	H19	H20	H21	計
5人槽	276	207	276	276	276	1,311 基
7人槽	136	68	90	90	90	474 基
10人槽	18	15	14	14	14	75 基
計	430	290	380	380	380	1,860 基

なお、各施設による新規の処理人口は次のとおり。

公共下水道 海老丸分区で 約 800人
浄化槽 約10,300人

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 20,000千円
(うち、交付金 10,000千円)
単独事業費 120,000千円
- ・浄化槽（個人設置型） 678,249千円
(うち、交付金 226,083千円)
- ・合計 事業費 698,249千円
(うち、交付金 236,083千円)
単独事業費 120,000千円

5-3 その他の事業

水環境の再生を目指し、生活排水対策等の水質保全施策を総合的に推進するため、次の取組みを進める。

(1) 生活排水対策の推進

生活排水対策の推進を図るため、新たな「高知市生活排水対策推進計画」の策定

(平成17～18年度)にあわせ、次の事業等に取り組む。

① 生活排水処理現況調査

市内各戸における生活排水に関して、下水道、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿汲み取り、その他（自家処理等）に加え、春野町で実施されてきた農業集落排水施設、コミプラ等の処理状況を調査しデータベース化するとともに、それぞれの処理方式を所管する実施機関と連携した管理システムの構築を目指す。

特に、浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行以前のものや未届等により、その設置状況が不明なものが市内に数万基（そのほとんどが単独処理浄化槽）あるとされており、これらの実態を明らかにし、合併処理浄化槽への転換等を促進する。

② 浄化槽管理システムの構築

浄化槽の維持管理等については、特に一般家庭にあっては、その設置者等である個人が管理義務を負うこととなるが、実際の保守点検及び清掃の実施に当たってはそれぞれ登録及び許可業者に委託し、また、検査機関による法定検査を受けることとなる。

浄化槽は、設置時の適切な施工をはじめ、その使用状態においても維持管理等が適正でなければ、本来の浄化槽の性能が発揮できず、公衆衛生面及び公共用水域に悪影響を及ぼすものとなる。

こうしたことから、浄化槽の適正な維持管理等を図るため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び法定検査等、全般にわたって連携支援する「浄化槽管理システム」の構築に向けた取組みを進める。

(2) 鏡川清流保全の推進

本市は、平成17年1月、旧鏡村・土佐山村を編入合併し、新市としてスタートした。旧2村は本市のシンボルである鏡川の上流域に位置し、これにより本市は鏡川流域の全域を市域として持つこととなった。

このため、平成元年に制定した鏡川清流保全条例に基づく新たな「鏡川清流保全基本計画」の策定（平成17～18年度）に取り組む。

○ 鏡川清流保全基本計画に定める基本的事項

- ・清流の保全に関する事項
- ・自然環境の保全に関する事項
- ・景観の形成に関する事項
- ・その他鏡川の清流保全に関し必要な事項

(3) 良好な農業用水の確保

本市の東部に位置する農業振興地域では、周辺部の市街化の進展に伴い、未処理のまま排出される生活雑排水等により、農業用水の水質が悪化してきた。また、河口付近にあっては、用水の塩水化が進行し水稻作物を中心に影響が出るなど、これ

らの解決が大きな課題となっている。

このため、良好な農業用水の確保（水質・水量）に向けた取組みを進める。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし